

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本運輸産業労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 2 年 6 月 12 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金等

令和 2 年 6 月 3 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

丸全昭和運輸株式会社（宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、福岡）、丸全京浜物流株式会社（栃木、埼玉、東京、神奈川）、丸全鹿島物流株式会社（茨城）、丸全中部物流株式会社（愛知）、丸全関西物流株式会社（滋賀、大阪、兵庫）、丸全京葉物流株式会社（千葉）、新潟運輸株式会社（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、

栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山）、岩泉自動車運輸株式会社（岩手）、北海道東北名鉄運輸株式会社（青森、岩手、秋田）、秋田運送株式会社（秋田）、上電通運株式会社（群馬）、高崎通運株式会社（群馬、埼玉）、日立地区通運株式会社（茨城）、石岡地区通運株式会社（茨城）、茨城通運株式会社（茨城）、土浦通運株式会社（茨城）、竜ヶ崎通運株式会社（茨城）、那珂湊通運株式会社（茨城）、関東名鉄運輸株式会社（茨城、栃木、群馬、埼玉、東京）、関東通運株式会社（茨城、埼玉）、埼京運輸株式会社（茨城、群馬、埼玉）、西武通運株式会社（埼玉）、高麗川通運株式会社（埼玉）、株式会社日新（北海道、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、福岡、沖縄）、SBSフレイトサービス株式会社（青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知）、日通川崎運輸株式会社（神奈川）、新栄運輸株式会社（神奈川）、楠原輸送株式会社（福島、埼玉、千葉、神奈川、愛知、兵庫）、日通湘南物流株式会社（神奈川）、山梨名鉄運輸株式会社（山梨）、富岳物産株式会社（山梨）、信州名鉄運輸株式会社（東京、長野、愛知）、信越定期自動車株式会社（東京、長野）、阿南自動車株式会社（長野、愛知）、長野第一物流株式会社（長野）、信州名鉄運送株式会社（長野）、JAアグリエール長野株式会社（長野）、北陸名鉄運輸株式会社（富山、石川、福井）、清水運送株式会社（静岡）、大河原運送株式会社（静岡）、日通奈良運輸株式会社（奈良）、関西名鉄運輸株式会社（滋賀、大阪、兵庫、和歌山）、長栄物流株式会社（和歌山）、日通和歌山運輸株式会社（和歌山）、株式会社シンワ・アクティブ（京都、大阪、兵庫）、株式

会社ハップ（大阪、岡山）、キューソーティス株式会社（兵庫）、因伯通運株式会社（大阪、鳥取）、岡山通運株式会社（大阪、岡山）、高知通運株式会社（高知）、高知福山通運株式会社（高知）、高知県倉庫運送株式会社（高知）、丸中運送株式会社（高知）、丸福運輸株式会社（高知）、阿波池田通運株式会社（徳島）、牟岐線通運株式会社（徳島）、東海運株式会社（徳島）、阿波合同通運株式会社（徳島）、株式会社板野運送（徳島）、有限会社ベスト運輸（徳島）、丸点通運株式会社（東京、大阪、徳島、香川、愛媛）、関西陸運株式会社（愛知、三重、滋賀、大阪、岡山、香川、愛媛、高知）、株式会社朝日通商（兵庫、香川、愛媛、高知）、大川陸運株式会社（香川）、四国梱包運送株式会社（愛媛）、西鉄運輸株式会社（埼玉、千葉、東京、三重、大阪、兵庫、広島、山口、福岡、佐賀）、松浦通運株式会社（佐賀）、ジャパンロジ株式会社（佐賀）、株式会社丸都運輸（佐賀）、長崎運送株式会社（福岡、長崎）、北松通運株式会社（福岡、長崎）、日通長崎運輸株式会社（長崎）、株式会社深町組（長崎）、豊後通運株式会社（大分）、東久大通運株式会社（大分）、西久大運輸倉庫株式会社（福岡、鹿児島）、臼杵運送株式会社（群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島）、大分海陸運送株式会社（大分）、株式会社ダイヤモンドライン（兵庫、大分）、大分運輸株式会社（大分）、江藤運輸株式会社（大分）、富士運送株式会社（鹿児島）